（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行規則附則第三条の二の次に一条を加える改正規定中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

附則第三条中「附則第六条第五項」を「附則第六条第四項」に改める。

附則第五条中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「附則第三条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第三条の見出し中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和元年度から令和三年度まで」に改め、「附則第三条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

○総務省令第二十二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監査報告書等の記載事項） **第二十六条**　前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。以下同じ。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。以下同じ。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。 一　監査報告書　次に掲げる事項 イ　監査を実施した会計監査人の意見に関する次に掲げる事項 (1)　当該意見に係る監査の対象となった財務諸表の範囲 (2)　監査の対象となった財務諸表が、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見	（監査報告書等の記載事項） **第二十六条**　［同上］ 一　［同上］ イ　監査の対象